

## 令和3年 第9回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和3年9月15日（水）午後2時00分～午後3時04分  
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

3. 出席委員数 14名  
4. 欠席委員数 1名

会長	15番	衛藤 英教	出						
委員	1番	三代 忠佑	欠	6番	渡邊 丸美	出	11番	廣瀬 英雄	出
	2番	麻生祐三子	出	7番	衛藤 講治	出	12番	三宮 憲治	出
	3番	後藤 綾子	出	8番	小野伊八郎	出	13番	後藤 茂廣	出
	4番	木村滋一朗	出	9番	久保田直宏	出	14番	工藤 妙子	出
	5番	小野不二夫	出	10番	工藤 幸市	出			

5. 議事録署名委員の指名

4番 木村滋一朗 5番 小野不二夫

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 藤田 美智  
係 員 中村 洋平 工藤 俊夫

7. 議事日程

- (1) 議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (2) 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第54号 現況証明(非農地証明)について
- (6) 議案第55号 空き家に付随した農地の指定について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。  
それでは、これからの方の進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を

申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願ひします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名あります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、举手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和3年第9回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午後2時00分）

#### （2）議事録署名委員の指名

議長　　日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。4番 木村滋一朗 委員、5番 小野不二夫 委員にお願いします。

#### （3）報告事項

議長　　日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告がありますが、令和3年第8回定例総会から本日の令和3年第9回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。

まずは、資料1をご覧ください。その中から、※のついた2点について、2ページに会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。

議長　　続いて、「報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局　　事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。「報告第13号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」（議案書のとおり番号1番から番号5番までの5案件について朗読）以上です。

議長　　説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員　　[ありません]の声あり

議長　　質問が無いようですので、次に進みます。

#### （4）議事

議長　　これより、日程4の議事に入ります。

「議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。

それでは、提出者の説明を求めます

農業振興課 農業振興課農政企画係の大野と申します。よろしくお願ひいたします。それではご説明申し上げます。別冊議案書の1ページをご覧ください。議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和3年9月15日提出 豊後大野市長 川野文敏 (議案書に基づいて令和3年9月16日公告予定分を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。  
ここで、議案第50号の案件につきましては、2番委員・15番委員の私が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をします。これからの中行につきましては、14番工藤妙子委員にお願いします。

14番委員 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第50号についてこれより質疑を許可します

委員 [ありません]の声あり

14番委員 他に質疑が無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第50号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

14番委員 挙手全員により、議案第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について、原案のとおり決定されました。2番委員・15番委員の入室を認めます。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。  
(とき、午後2時18分)

議長 それでは、再開します。  
(とき、午後2時19分)

議長 次に「議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の3ページをご覧ください。  
「議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号5番までの5案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番から番号 3 番の 3 案件を 3 番 後藤綾子委員にお願いいたします。

3 番委員 三重の後藤綾子です。9月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は譲渡人の体調が悪いため、東京から昨年 U ターンで実家に戻り、会社勤めをしながら、主に米作を今年から父に代わって行っています。今回、将来的なことを考え、譲受人から生前贈与の相談をしたところ、話がまとまったため、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 103 アールとなり下限面積の 40 アールを超えてます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は夫婦で畜産業を営んできましたが、令和 2 年 1 月に夫が亡くなつたことで離農しました。隣接する空き牛舎を含めた申請地について、なかなか譲渡先が決まらず対応に苦慮していたところ、緒方で畜産業を営む譲受人と話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 426 アールとなり下限面積の 40 アールを超えてますまた、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は県外在住で農地の管理が困難なため、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和 3 年 6 月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した自宅に近接する農地で、利便性が良いよいことから、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 5 アールとなり指定農地の下限面積を超えてます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 14 番 工藤妙子委員にお願いいたします。

14 番委員 大野の工藤妙子です。9月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 4 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は高齢のため、これまで申請地の利用権設定を行っていた譲受人に改めて購入して欲しいと相談し、売買で話がまとまり、合意解約後、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、534 アールとなり、下限面積の 40 アールを超えてます。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号 5 番の 1 案件を 11 番 廣瀬英雄委員にお願いいたします。

11 番委員 11 番千歳の廣瀬です。9月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 5 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんの売買による所有権の移転についてであります。譲渡人は、市外居住で、高齢のため耕作が難しくなってきたため農地の整理をしたいと思い、譲受人に相談しました。譲受人も、

申請地は自宅に近く利便性が良いことから売買で話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は 164 アールとなり下限面積の 40 アールを超えていました。また、不許可要件の 7 項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 51 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件についてこれより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 51 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 51 号の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 5 番までの 5 案件については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。  
「議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。  
番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。  
それでは、番号 1 番の 1 案件を 2 番 麻生祐三子委員にお願いいたします。

2 番委員 緒方の麻生祐三子です。9 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請人 ●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、町外在住で農業を行っていないため、農地の管理に苦慮しており、平成 30 年 3 月 13 日に杉を 135 本植林し、一部山林として管理してきました。今後はさらに杉を 80 本植林して山林として管理していきたいと考えたため、農振除外後に無断転用の是正及び植林して追加事業を行う目的で申請を行ったものです。審査の結果、いずれも許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 52 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多數

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 52 号の番号 1 番の 1 案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 52 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 4 ページをご覧ください。  
「議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 3 番の 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 9 番 久保田直宏委員にお願いいたします。

9 番委員 三重の久保田直宏です。9 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は現在、三重町内の借家にて子どもと 5 人で生活をしていますが、子の成長に伴い手狭になってきたため、実家のある申請地周辺で住宅の新築を計画しました。農地以外の土地を探しましたが、実家周辺に候補地を見つけられず断念していたところ申請地を見つけ譲渡人と相談した結果、譲渡人も市外在住で、これまで申請地の管理を譲受人の父に頼んでいたこともあり、売買で話がまとまり、申請するものです。なお、申請地には法面があり、子どものサッカーの練習場を広く確保でき、なつかつ来客用の駐車場を確保したいと考え、大きな面積で転用を計画しています。審査の結果、許可基準の農地区分第 1 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (e) の 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるものに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 2 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。譲受人は、申請地隣

接地に平成 30 年 11 月に農地転用許可を取得し、既に農業用施設を新設していますが、大型車の搬入出に際して進入口が狭く、進入口の拡幅と堆肥舎建築をして施設拡張を行いたいと考えました。譲渡人に相談したところ、申請地は耕作を行っていなかったため売買で話がまとまり、農振用途変更後に申請を行ったものです。審査の結果、許可基準の農地区分農用地区域内農地許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) のアの(イ) の b の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に、番号 3 番の案件についてですが、譲渡人 ●●●●さんから、譲受人 ●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてあります。譲受人は、申請地に隣接する自宅に夫婦で生活しています。譲受人の自宅敷地内にある駐車場はスペースが限られており、子どもの帰省時や来客時に不足するため、自身で駐車場を所有したいと計画しました。農地以外の土地を探しましたが、所有者との話がまとまらず断念していたところ申請地を見つけ、譲渡人と相談した結果、譲渡人も農業を行っておらず、申請地の管理に苦慮していたため、売買で話がまとまり、申請するものです。審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) のカの(イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 53 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します。

14 番委員 番号 1 番案件の許可基準は何ですか。

事務局 第 1 種農地の集落接続です。

議長 14 番委員よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 53 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 53 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により「「議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 54 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の5ページをご覧ください。  
「議案第54号 現況証明（非農地証明）について」  
(議案書のとおり、番号1番から番号7番までの7案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。  
ここで、番号1番から番号7番までの7案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 それでは、番号1番の1案件を10番 工藤幸市議員にお願いいたします。

10番議員 三重の工藤幸市です。9月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてあります。申請者は当時、亡夫と畜産業を営んでおり、申請地は規模拡大のため農地法第4条許可を取得せずに牛舎を建築した農地ですが、転用者が亡くなり、建築後30年以上経過しているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。建物は屋根のみの簡易なものであり、周囲に耕作している農地はありません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を7番 衛藤講治議員にお願いいたします。

7番議員 清川の衛藤講治です。9月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地明願いについてあります。申請地は傾斜している農地で、元々耕作に向きでなく、亡父の代から10年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。周囲への影響については、申請地の周囲には農地があるが、境から離して植林しているため、影響は認められません。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。地区審査会の意見としましては非農地と判断して問題ないと認められます。となりました。以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を2番 麻生祐三子議員にお願いいたします。

3番議員 緒方の麻生祐三子です。9月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、所有者 ●●●●さんの非農地証明願いについてあります。申請地は、農業をしていた母が亡くなつてから20年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号4番の1案件を14番 工藤妙子議員にお願いいたします。

14番委員 大野の工藤妙子です。9月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者 故) ●●●● 相続人代表 ●●●●さんの非農地明願いについてであります。申請地は山際の傾斜している狭小な農地で元々耕作に向いており、隣接地の山林化もあって20年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、「遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められました」となりました。以上、報告します。

議長 次に、番号5番から番号7番までの3案件を5番 小野不二夫委員にお願いいたします。

5番委員 犬飼の小野不二夫です。9月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は、農地法第4条許可を得て転用を行った土地で、現況は一般住宅となっていますが、当時の許可書がなく地目変更できないため申請したものです。判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。周囲への影響については、十分な転圧及びコンクリート舗装により土砂の流出を防いでおり、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められました。

次に、番号6番及び7番の案件については、所有者 ●●●●さんの現況証明願いについてであります。申請地は平成10年に叔父が新築した自宅の隣接地で、農地法第4条許可を取得せずに、当時から6番案件については進入路用地、7番案件については駐車場用地として利用しており、転用後20年以上経過しているため申請したものです。6番案件についての判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作中の農地ではなく、コンクリート舗装により土砂の流出を防いでおり、周囲への影響は認められません。7番案件についての判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、周囲に耕作中の農地ではなく、十分な転圧及び碎石敷きにより土砂の流出を防いでおり、周囲への影響は認められません。調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められる。となりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第54号の番号1番から番号7番までの7案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。  
審査報告は、議案第54号の番号1番から番号7番までの7案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第54号の番号1番から番号7番までの7案件について、原

案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 54 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 55 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 6 ページをご覧ください。  
「議案第 55 号 空き家に付随した農地の指定について」  
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付隨した農地の指定について審議するものです。  
ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 10 番 工藤幸市委員にお願いいたします。

10 番委員 10 番の工藤幸市です。それでは報告致します。番号 1 番の案件については、申請者 ●●●さん、番号 2 番の案件については、申請者 ●●●●さん、空き家に付隨した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、1 番の案件については令和 3 年 7 月 2 日に、2 番の案件については令和 3 年 5 月 10 日空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付隨した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められる。となりました。以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 2 番 麻生祐三子委員にお願いいたします。

2 番委員 2 番の麻生祐三子です。それでは報告致します。番号 3 番の案件については、申請者 ●●●さんの空き家に付隨した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和 3 年 7 月 15 日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付隨した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 次に、番号 4 番の 1 案件を 4 番 木村滋一朗委員にお願いいたします。

4番委員 4番の木村滋一郎です。それでは報告致します。番号4番の案件については、申請者 ●●●さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。申請者は、自身が所有する空き家について、令和3年8月13日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第55号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようであれば、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第55号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第55号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 これをもちまして、令和3年第9回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。  
長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

(とき、午後3時04分)

議事録署名委員 4番委員 木村滋一郎

〃 5番委員 大野不二夫